

(別表 1)

CReP 協会規則第 26 条の規定に基づき、倫理審査専門職認定更新について下記の通り定める。

倫理審査専門職 CReP 更新資格について

制定日 2022 年 5 月 6 日

改定日 2022 年 9 月 6 日

改定日 2023 年 10 月 30 日

CReP 認定委員会は、倫理審査専門職認定者であって、3 年間の認定期間中に継続的に教育・研修を履修し、更新申請を行った者に対し、その資格更新を認めることができる。但し、次に掲げる要件を満たしている場合に限る。

1) 教育・研修の履修

(1) 合計単位取得数

申請者が、下記に定める教育・研修を履修し、合計 30 単位以上を取得していること。各教育・研修の単位については、表 1 に定める。

A. CReP セミナー（不定期開催）

B. CReP 指定教材（不定期）

C. 表 1 に定められた学術集会または研修への参加（以下、指定学術集会）

2) 更新申請時の提出書類

申請者から、教育・研修の履修を証明する次の書類を CReP 認定委員会に提出すること。

(1) A. CReP セミナーの受講：書類提出不要（※事務局にて参加記録を確認後、単位付与）

(2) B. 指定教材の学習：回答用紙

(3) C. 指定学術集会への参加：主催者から発行され、申請者が参加したことを証明できる書類の写し（例：申請者の氏名が記載されている学術集会参加証、領収書、ネームカード、発表した場合にはプログラムの表紙と申請者名が掲載されているページの写し）

表 1

		1 回あたりの単位
A. CReP セミナーの受講		10
B. 指定教材の学習		5(1教材)
C. 指定学術集会等への参加	①医学系大学倫理委員会連絡会議 (LAMSEC) ア. 学術集会	5
	イ. 研修会	5
	②-1 日本臨床試験学会 (学術集会)	5
	②-2 日本臨床試験学会 (教育セミナー「倫理審査委員会を考える」)	5
	③CRC と臨床試験のあり方を考える会議 (学術集会)	5
	④日本臨床薬理学会 (学術集会)	5
	⑤研究倫理を語る会	5
	⑥厚生労働省 臨床研究総合促進事業で実施される研修	5
D その他セミナー等への参加	①認定委員会が認めたセミナー等 (事務局から事前にご案内します)	5

3) 単位申請および承認手続きについて

- (1) 単位の申請および承認は、すべて CReP 会員サイト内にて行う。
- (2) 申請者は、必ず認定期間内に申請手続きを行う。
- (3) 単位申請後、事務局で添付書類の確認を行い (不定期)、システムに審査結果が登録される。申請者は、審査が棄却された場合には、理由を確認のうえ、再度申請を行うことができる。
- (4) 単位の取得状況は、申請者において、各自会員サイトにて適宜確認する。